令和4年10月31日 告示第131号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内において医療機関を運営する者が、新型コロナウイルス 感染症対策として新型コロナウイルスワクチン個別接種、新型コロナウイルスワ クチン薬剤管理及び新型コロナウイルス感染症検査促進事業を行った場合に、市 が予算の範囲内で新型コロナウイルス対策協力金(以下「協力金」という。)を交 付することについて、嬉野市補助金等交付規則(平成18年嬉野市規則第42号) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 医療機関 病院、診療所、歯科医院又は調剤薬局をいう。
  - (2) 新型コロナウイルスワクチン個別接種 医療機関で新型コロナウイルスワクチン接種を行うことをいう。
  - (3) 新型コロナウイルスワクチン薬剤管理 嬉野市で保管している国から分配された新型コロナウイルスワクチンの管理指導をいう。
  - (4) 新型コロナウイルス感染症検査促進事業 佐賀県が行う無料の新型コロナウイルス抗原検査又はPCR検査を実施する事業をいう。

(事業対象者)

- 第3条 協力金の交付の対象となる者(以下「事業対象者」という。)は、保険診療 又は保険調剤を行う市内の医療機関とする。
- 2 事業対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者で あってはならない。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を 与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 事業対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に 関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(対象事業)

第4条 協力金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、別表に 掲げるとおりとする。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(事業対象期間)

第6条 協力金の交付の対象となる期間は、令和4年4月1日から令和5年3月3 1日までとする。

(協力金の交付回数)

- 第7条 協力金の交付は、1対象事業につき、1医療機関ごとに1回とする。 (協力金の申請)
- 第8条 協力金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、嬉野市新型コロナウイルス対策協力金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 嬉野市新型コロナウイルス対策事業実施状況報告書(様式第2号)
  - (2) 協力金の振込先の通帳の写し
- 2 前項の申請書等の提出期間は、令和5年3月31日までとする。 (交付の決定等)
- 第9条 市長は、前条第1項の申請書等を受理した場合において、その内容を審査 し、交付の可否を決定したときは、嬉野市新型コロナウイルス対策協力金交付(不 交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(協力金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により協力金の交付の決定通知を行ったときは、当

該通知を行った日から起算して30日以内に、申請者の指定する口座への振込み の方法により協力金を交付するものとする。

(協力金の返還)

- 第11条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたと 認めるときは、既に交付した協力金の全部又は一部を返還させることができる。 (その他)
- 第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

计负重型	
対象事業	

別表(第4条、第5条関係)				
対象事業	協力金の額	交付の条件		
新型コロナウイルスワクチン 個別接種	一律 300,000 円	一般市民への個別接種を実施していること。		
新型コロナウイルスワクチン 薬剤管理	200,000円 (薬剤管理に従 事する日数が5 日以下の場合は、 100,000円)	塩田保健センターにおける ワクチン配送時の薬剤管理 に従事していること。		
新型コロナウイルス感染症検 査促進事業	一律 200,000 円	新型コロナウイルス感染症 検査促進事業を実施してい ること		

※この表に定める協力金の額は、1医療機関当たりの協力金の額とする。

嬉野市長

様

申請者	<u>住所</u>			
	<u>名称</u>			
	代表者			EI
	電話番号	(	)	

嬉野市新型コロナウイルス対策協力金交付申請書兼請求書

嬉野市新型コロナウイルス対策協力金の交付を受けたいので、嬉野市新型コロナウイルス対策協力金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

対象事業協力金名				協力金交付申請・請求金額			
① 新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金					円		
② 新型コロナウイルスワクチン薬剤管理協力金					円		
③ 新型コロナウイルス感染症検査促進事業協力金					円		
交付申請・請求金額 【合計】					円		
	金融機関名		銀行	• 金庫	本店・本所		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		農協・		支店・支所・出張所		
振込先	預金種別	普通・当座	口座番号				
	(フリガナ)						
	口座名義						

添付書類 (1) 嬉野市新型コロナウイルス対策事業実施状況報告書(様式第2号)

(2) 振込先の通帳の写し

## 嬉野市新型コロナウイルス対策事業実施状況報告書

|--|--|

※ 該当する欄に「○」を記入してください。

	該当チェック		
<ul><li>① 新型コロナウイルス</li><li>ワクチン個別接種</li></ul>	一般市民への個別接		
	塩田保健センター		
② 新型コロナウイルス	におけるワクチン		
ワクチン薬剤管理	配送時の薬剤管理		
	への従事	5日以下	
③ 新型コロナウイルス	佐賀県が実施する新		
感染症検査促進事業	ス感染症検査促進事		

※ 「② 新型コロナウイルスワクチン薬剤管理」の従事日数が5日以下の場合、 新型コロナウイルスワクチン薬剤管理協力金の申請額は、10万円となります。 薬剤管理に従事した月日を以下に記入してください。

	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
②薬剤管理	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
従事月日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日

(計 <u>日</u>)

 第
 号

 年
 月

 日

様

嬉野市新型コロナウイルス対策協力金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった嬉野市新型コロナウイルス対策 協力金については、次のとおり交付(不交付と)します。

- 1 交付決定内容 交付 · 不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 不交付の場合の理由